

社会福祉法人内野会 特別養護老人ホーム本陣園

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人内野会が実施する本陣園短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人内野会 特別養護老人ホーム本陣園
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- 二 所在地 福岡県飯塚市長尾884番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（全て特別養護老人ホーム本陣園との兼務）

- 一 管理者 1名（常勤専従）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
 - ① 施設長（管理者） 1名
 - ② 事務員 1名
 - ③ 医師 1名
 - ④ 生活相談員 1名
 - ⑤ 介護支援専門員 1名
 - ⑥ 看護職員 2名以上
 - ⑦ 介護職員 25名以上
 - ⑧ 機能訓練指導員 1名
 - ⑨ 栄養士 1名
 - ⑩ 調理員 3名以上

ここに定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 利用定員は次のとおりとする。

- 一 併設利用型 10名
- 二 空床利用型 (本体入所施設の定員50名以内)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- 二 機能訓練
- 三 健康管理
- 四 相談及び援助
- 五 送迎
- 六 その他サービスの提供

(利用料等)

第7条 法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 食費 別紙
 - 二 居住費 別紙
 - 三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 その他短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させるとが適当であると認められるもの。
- 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約内容とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(協力医療機関)

第11条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は次のとおりとする。

| | |
|----------|-------------------|
| 協力医療機関 | 内野内科クリニック |
| 所在地 | 福岡県飯塚市長尾884番地22 |
| 協力医療機関 | 飯塚市立病院 |
| 所在地 | 福岡県飯塚市弁分633-1 |
| 協力医療機関 | 済生会飯塚嘉穂病院 |
| 所在地 | 福岡県飯塚市太郎丸265 |
| 協力歯科医療機関 | アイ歯科医院 |
| 所在地 | 福岡県飯塚市枝国字水洗495-15 |

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策・感染症対策・業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、非常防止と入居者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に入居者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、感染症が発生した場合にも、同様に備えることとする。

- 2 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。
- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回以上）
 - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
 - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
 - 四 その他防火管理上必要な業務

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してケアを受けられるよう、短期入所生活介護の事業を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第15条 施設は、利用者の権利を擁護・推進を図るとともに、利用者に対する虐待の根絶を期すために健全な支援を提供する。

- 2 施設は、利用者本人及び保護者、職員等からの被虐待等の通報があるときは、虐待等防止対応規程等に基づき対応する。職員は、虐待等を発見した際は、虐待等防止担当者に通報しなければならない。虐待等防止対応責任者は施設長が、虐待等防止受付担当者は、生活相談員があたるものとする。
- 3 虐待等の通報は、文書だけでなく、口頭による通報によっても受け付けることができる。虐待等防止受付担当者は、利用者からの被虐待等通報の受付に際して、次の事項を記録し、その内容を被虐待等通報者に確認する。
 - (1) 被虐待等の内容
 - (2) 虐待等通報者の要望
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 虐待等通報者と虐待等防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否
- 4 虐待等防止受付担当者は、受け付けた被虐待等の内容を虐待等防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、被虐待等通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。
- 5 虐待等防止対応責任者は、被虐待等通報の内容を解決するため、被虐待等通報者との話し合いを実施する。ただし、被虐待等通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いを終了することができる。
- 6 虐待等防止対応責任者は、被虐待等通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 7 虐待等防止対応責任者は、被虐待等通報者が満足する解決が図られなかつた場合には、行政機関その他の苦情受付機関を紹介するものとする。
- 8 虐待等防止対応責任者は、虐待等防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。研修は虐待等防止啓発研修に限らず、全人的な人格・資質の向上を目的として研修を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人内野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年3月1日から施行する。

250314MN